邑楽南地区地区計画（原案）の縦覧を実施します

未来の地域づくり計画

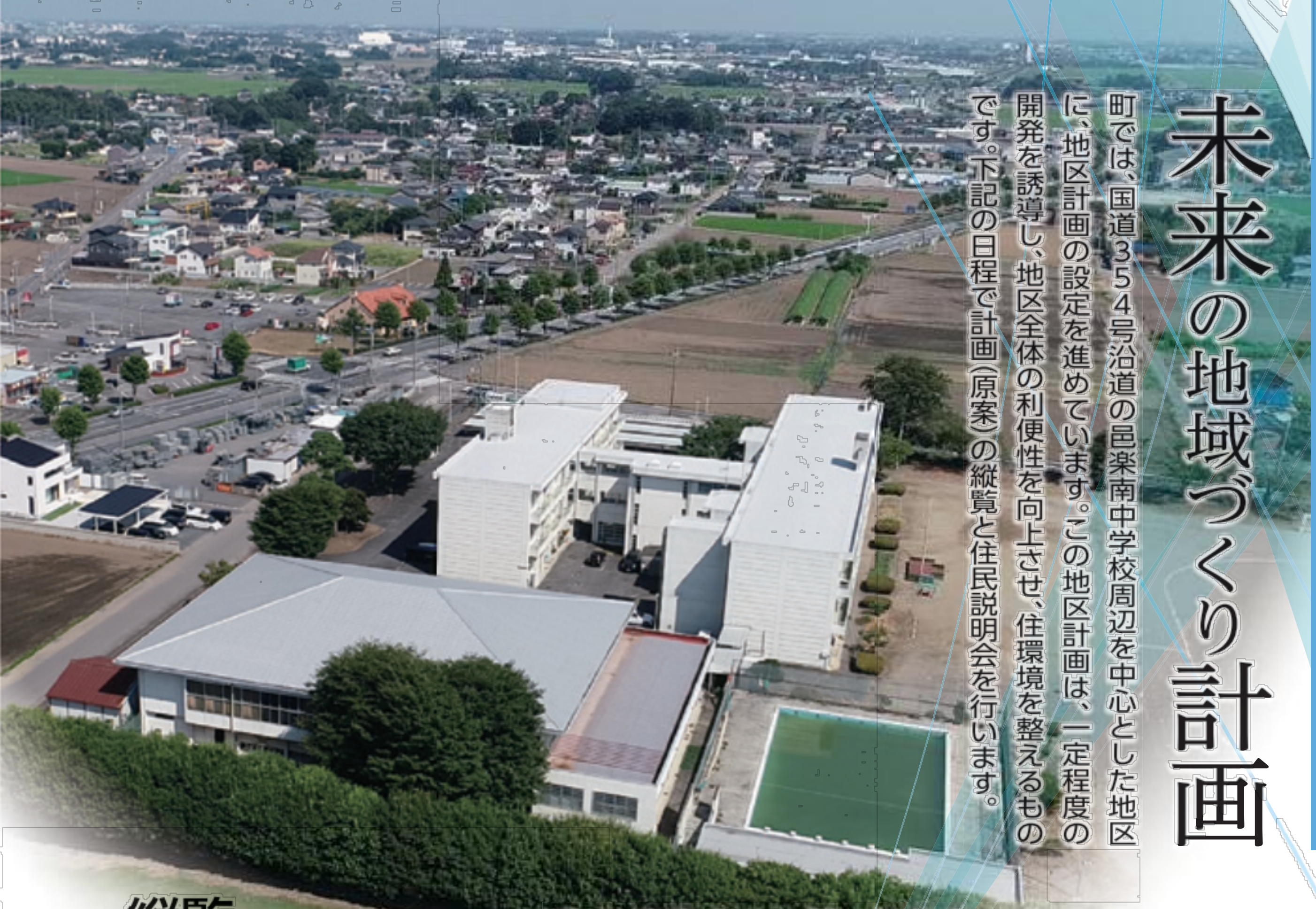

町では、国道354号沿道の邑楽南中学校周辺を中心とした地区に、地区計画の設定を進めています。この地区計画は、一定程度の開発を誘導し、地区全体の利便性を向上させ、住環境を整えるものです。下記の日程で計画（原案）の縦覧と住民説明会を行います。

地区計画の目的は？

地区計画の対象となる邑楽南地区は、市街化調整区域（※1）に位置し、大規模指定既存集落（以下、大規模集落※2）が指定されている地域です。今回は、この地域の大規模集落制度を廃止し、都市計画法上の制度である地区計画を新たに設定します。

地区計画の設定は、これまで築いてきた地域コミュニティを維持するため、住宅や生活利便施設などを誘導し「地域のまとまり」を維持していくことが目的です。

地区計画とは？

地区計画とは、一定地域の特性にふさわしい良好な環境を作るための都市計画法上の方法です。地区計画を定めると、指定された区域の開発や建築物などの規制や緩和ができ、一定程度の開発の誘導と乱開発の規制を行うことができます。

地区計画を作るのはなぜ？

これまで町は、大規模集落制度を活用し地域コミュニティの維持を図ってきました。しかし、人口減少社会の中で、今後は「地域のまとまり」としてコミュニティを維持していくため、今までよりも柔軟に住宅や地域に必要な生活利便施設ができるように地区計画を活用します。

地区計画で何が変わる？

大規模集落制度では、居住地や勤務先が町に10年以上継続していることなどが住宅開発などの条件でした。地区計画を設定すると、それらの条件が無くなり、より幅広い人が住宅開発などを行うことができるようになります。

また、地域で生活する人の生活利便施設として、一定規模未満の商業開発もできるようになり、日常生活の利便性向上が期待できます。

（※1）市街化調整区域…都市計画法により市街化を抑制すべき区域

（※2）大規模指定既存集落…大規模な集落として知事が指定した地域で、一定の要件を満たす人が開発できる区域

縦覧情報

期間▶9月11日㈮～25日㈮
※土・日曜日、祝日を除く。
時間▶午前8時30分～午後5時15分
場所▶役場都市建設課
※町ホームページでも公開しています。
【意見の受付】
意見のある人は期間中に意見書を提出できます。意見書は必要事項（氏名・住所・利害関係・意見）を記入したものを直接または郵送で役場都市建設課に提出してください。
受付期間▶9月11日㈮～10月2日㈮
※郵送の場合は、10月2日㈮必着。
問合先▶役場都市建設課☎47-5031

住民説明会

期日▶10月2日㈮
時間▶①午前10時～11時　②午後3時～4時　③午後7時～8時
※感染症対策のため、時間ごとに人数制限を行います。事前予約が必要です。
※申込状況により、開催回数、時間などが変更になる場合があります。
場所▶長柄公民館
定員▶各回とも40人
申込・問合先▶役場都市建設課☎47-5031